

朝鮮における「植民地近代性」・ 「植民地公共性」・対日協力 —植民地政治史・社会史研究のための予備的考察

並木 真人

はじめに

日本による朝鮮植民地支配が終焉して既に半世紀を越えた今日にあっても、日本と南北朝鮮との関係において、植民地支配が決して「過去の問題」ではなく、生々しい現実であることは、「日朝国交正常化交渉」や「教科書問題」が抱える困難からも容易に推測できるところである。小稿は、これまで植民地期の朝鮮史について若干の検討を行ってきた者として、現在抱えている問題関心の一端を、近年公刊された研究成果の論点と共に紹介し、今日の研究状況が胚胎する隘路を突破するための手掛かりを獲得することを目的とする。

ただし、韓国や米国における当該期に関する研究の進展と研究主題の分散化に対して、個人では研究の現状をフォローすることさえ容易ではないという条件に掣肘され、さらに筆者自身の能力不足と怠惰による準備不足に束縛され、きわめて不定形な (amorphous) 試論であり、実証の欠落した恣意的かつ皮相的な印象論に墮する危険性を多分に帯びていることを、読者諸賢には予めお断りしておく。

1. 植民地期研究の新たな動き

稿を起こすに当って、朝鮮近現代史における植民地期の位置づけの問題から論じていく。すなわち、植民地支配の「負の遺産」として、植民地支配を行った／受けた経験（以下、「植民地経験」¹とする）、特に後者の経験が、植民地期朝鮮史研究に及ぼしている影響

について、検討してみたい。周知のごとく、解放後の南北朝鮮においては、抗日パルチザンや大韓民国臨時政府など、植民地期の民族解放闘争（特に国外における闘争）に正統性の根拠を置く政治勢力が、長期に亘って国家と民族に対する指導権を壟斷してきた。その結果、国外の民族解放闘争に従事していた闘士が植民地期に隨時下した政治的判断や評価が、現在の植民地期に対する見方や研究の視角に対してまでも、隠然たる影響力を及ぼしている。いわば、一種の「亡命者史観」が、植民地期を中心とする朝鮮近現代史研究に対して、今なお「異端審問権」を行使しているのである。

その一方で、朝鮮国内の植民地状況に対する認識は、極めて貧困であると評さざるを得ない。「あるべきではなかった」時間、「あってはほしくなかった」空間という、多くの人々の素朴な心情に基づき、植民地期の歴史は本格的な論議に値しないという先入観から脱却し切れていないのである。したがって、その研究姿勢は、①内外の民族解放闘争史に関して、トリヴィアル（trivial）といつても過言ではないほどの人物や組織、事象などを詳細に叙述し称揚する「代償」、②日本帝国主義の所業を日本人の野蛮かつ没義道な「国民性」や「民族性」と関連づけて徹頭徹尾糾弾する「断罪」、③植民地期（特に末期）を歴史の「暗黒期」あるいは「断絶期」として把握し、可能な限り叙述を省略する、または簡略にする「無視・隠蔽」といったものに傾きがちであった。これらの姿勢を生ぜしめた根本的な原因として、日本の朝鮮植民地支配の害毒に関して、改めて徹底的な批判がなされねばならないことは多言を要しない。

しかし、それとは別個に、このような研究姿勢が、植民地期朝鮮の複雑な状況を解明するのに対して、羈束として機能してきたことも否定し得ない。実際、民族解放闘争史など特定の分野を除いて、植民地期に関する研究の蓄積はさほど多くなく、研究の内容も植民地政府などが刊行した資料に依存した制度や組織などの縷説に偏重しており、その実態や運用に関しては未解明の部分が少なくない。

概して、皮相な粗述の段階を脱し切れていないとの批判は免れない。このことは、従来の研究の中での植民地の位置づけ、形式面での「重視」と内容面での「空疎」ということと密接に関連するものであり、却って「植民地経験」の深刻さを過小評価する弊害をもたらしている。

このような結果が生じた原因として、研究風土あるいは研究スタイルの問題を挙げることができる。解放後、他律性論や停滞論に代表される「日帝史学」の「植民史觀」の克服を最大の課題として標榜しつつ、南北朝鮮の学界が、「自国史」「自民族史」としての朝鮮史研究を本格的に推進することになった。その際、研究の（再）出発点となったのは、大韓帝国期から植民地期にかけて推進・蓄積された「民族主義歴史学」の成果を再発見して、そこで論議された「国史」を確立することであった。1960年代には、南北ともに強権体制に奉仕する「民族主義歴史学」が隆盛を極め、国家プロジェクトとしての歴史研究という独特的スタイルが確定することになった。韓国では、1980年代民主化運動の進展とともに体制化した歴史学を「官辺歴史学」と批判し、自ら社会変革に奉仕する歴史学の創造を標榜する「在野歴史学」が登場したが、やはりその批判もナショナリズムとしての正統性を争覇する立場からのものであった。1990年代以降、韓国ではこのような「官民」吳越同舟の研究風土を厳しく批判し、その止揚を訴える主張が登場するようになつた²が、未だ全面的な転換を達成したとは言い難い。また、北朝鮮における「権力の侍女」と化した歴史研究の様態については、周知のとおりである。

要するに、歴史叙述 (historiography) が政治動向に従属している状況が、現在でもなお厳として存続しているのである。その状況は、ナショナリズム讃美の一環としてのナショナリズム研究が歴史研究を支配している、といって過言ではない。そこでは、史実解明より価値のあるいは政治的判断が先行し、南北朝鮮ともにイデオロギー

的分断および制約によって禁忌（taboo）領域が形成される。「歴史研究は公定ナショナリズムに奉仕すべきである」という揚言が、さしたる批判を浴びることなく研究者を含めて江湖で共有されているのである。そのため、研究の根本的発想として、南北朝鮮のそれぞれが信奉する「民族正気」を判断基準に据えて、「敵」と「味方」とを峻別する二分法的把握への執着が強く見られることになる。事実の「真偽」よりも規範に照らした「正邪」が重視される研究風土は、このようにして成立したのである³。

これに対して、戦後日本の朝鮮近現代史研究も、「日帝史学」の「植民史観」の克服を最大かつ喫緊の課題として出発したため、上述した南北朝鮮の研究動向は、「望ましいもの」、「好ましいもの」、「目指すべきもの」とあると理解されていた。その際、朝鮮人のナショナリズムを過度に称賛するその手法に、若干の論理的というよりも生理的な違和感を抱く気味があったとしても、贖罪意識を介してそれを抑制し超克することが、植民地経営者の「子孫」である日本人研究者にとって、「帝国主義的思考」から脱却し、朝鮮民衆の心性に接近する「常道」であると評価されていた⁴。そこでは、南北朝鮮に劣らず、朝鮮のナショナリズムが朝鮮史研究を呪縛する状況が、現前していたのであった。さらに、戦後も絶えない日本政府高官や一部「研究者」らの植民地支配讃美論や擁護論は、朝鮮のナショナリズムをさらに硬直したものとさせる触媒としての役割を果たした。林志弦氏が指摘するとおり、日本のナショナリズムと朝鮮のナショナリズムは、「敵対的な共犯関係」にあったのである⁵。

その結果、従前の研究は、日本の朝鮮植民地支配に対する声高な非難とは裏腹に、植民地期を静態的かつ停滞的に認識する、また前後の時期と断絶的に把握する、という陥穀を脱することができなかった。そのため、植民地期社会の複雑で多様な性格と、当該期に生じた広範な変化を看過しがちであり、全体として、「植民地」という固有の時間と空間を充分に考察することを避けて済ましてきたの

であった。上述したように、「るべきではなかった」時間、「あつてはほしくなかった」空間という人々の心情に阿附することを通じて、実証的かつ理論的な研究を怠ってきた面があると言わざるを得ない⁶。

このような欠陥を剔抉し克服する試みとして、研究対象である植民地期の様相を直視することの必要性が、最近になって少なくない数の研究者から提唱されている。特に、植民地期の構造変化を主軸に据えて、多様で複雑な社会相を動態的に把握することが重視されるようになってきている。ここでは、近年の新たな研究動向の中で、注目に値するものをいくつか紹介しておきたい。

第一に、植民地期を朝鮮史の長期変動の中で把握するということが、挙げられる。すなわち、植民地期をその前後と分離して論ずるのではなく、例えばアナール派のアンリ・ブローデル (Henri Braudel) が『フェリーペ2世時代の地中海と地中海世界』などの著作を通じて提唱したごとく、「事件」・「景況」・「構造」といった重層的かつ長期的な変動の中に位置づけて考察する、ということである。そこでは、政治的・経済的・社会的・文化的主体性の確保を一つのメルクマール (Merkmal) として用い、1910年の「併合」と1945年の「解放」とを決定的な断絶点として把握し、その間の「日帝36年」=植民地期を以前の大韓帝国および以後の解放空間と対蹠的に浮き立たせる、従来の時期区分の方法が、検討の対象となる。内包する政治史的=民族主義的観点の絶対性が、批判の俎上に載せられるのである。

繰り返しになるが、植民地期を「特権化」し、前後の時期と分離して単独で論ずるのではなく、朝鮮史の長期変動の中で相対的に位置づけることが追求されるべきであるという議論が、有用性を増しつつあるように思われる。それに関連して、経済史の立場から、朝鮮半島における小農社会の成立と解体の開始（17世紀～1990年代）を主軸に据えた時期区分の提唱がなされている⁷ことは、極めて興

味深い。この観点に立てば、日本の植民地支配も、小農社会の展開という朝鮮社会の長期変動に基本的に統御される性質のものであり、その展開を保障する限りで実効性を有したのだということになる。今後、経済史研究と政治史・社会史研究との接合をすすめ、植民地期の政治史的・社会史的意義を長期変動の中で確定してゆく作業を行わなければならない。

第二には、植民地支配の比重を相対化する試みに言及しなければならない。これは、従来の視角に通底する「植民地支配万能論」に対する批判の役割を担うものである。すなわち、植民地支配を、「先進国」の「後進地域」に対する一方的かつ恣意的な支配と、それに付随する現地社会の強制的改編としてのみ理解するのではなく、植民地支配に伴う現地社会の改編を分析するのと同時に、現地社会による植民地支配に対する規定と制約の作用をも考慮しなければならないという主張⁸である。これが、植民地支配に対する「免罪」などと全く無関係であることは贅言を弄するまでもない。

日本の朝鮮統治にあたって、在来社会と全く無縁の政策が暴力のみを権力として用いられ、外部注入的に施行された、というイメージが強いのは事実である。しかしながら、そのようなことはおよそ不可能であった。基本的に、帝国主義本国の植民地政策が何らの変更もなく、当初の意図どおりに貫徹されることなど殆どなかった。むしろ、帝国政府の外在的意図を貫徹させることに対する障壁が不斷に存在し、植民地政府による調整機能を媒介として、現地社会の「土着性」に基づく「日常的な抵抗」⁹が辛うじて緩和されていた、というのが実情であったのである。すなわち、植民地支配を考察するに当っては、①帝国政府、②植民地政府、③土着社会という三つのアクター（actor）を設定し、三者の相互連関を通じて理解することが不可欠なのである。

第三に、いまだ具体的な成果が充分に示されているとは言い難いが、植民地期に「京城府」（現ソウル市）など都市部を中心に成立

した、日本語と朝鮮語のバイリンガル、あるいはこれに欧米語や中国語を加えたマルティリンガルを前提とする社会・文化¹⁰を正当に評価する、ということがある。特に、欧米近代の諸文化が日本語を媒介にして大量に導入されたという現象を、その「概念連鎖」と「概念変容」の問題も含めて正面から取り上げることの重要性については、多言を要しない。これらについて、従前の研究では、新たに出現した社会・文化の「無国籍性」、ナショナル・アイデンティティの不鮮明のゆえに、その退廃性や低俗性、他律性を強調して、「唾棄すべき対象」として蔑ろにするか、あるいは「日帝残滓」という烙印を押捺するかするばかりで、固有の価値を有するものと看做すことは殆どなかった。文化や文明というものと道徳との不可分が暗黙裡に前提とされている¹¹朝鮮社会においては、そのようなレッテル貼りがなされるのは無理もない。

しかしながら、たとえば、1930年代に朝鮮に輸入された欧米映画のうち、既にハリウッド映画が60ないし80パーセントの占有率を占めており、学生層や知識人層、中上流層にとっては、映画は単純な娯楽ではなく、社会教化の機関であり教育機関の役割を果たしていた。ハリウッド映画に登場する家庭生活の風景はまた、いわゆる「新女性」にとって、理想的文化生活のモデルとして把握されていた¹²。このようにして、都市文化の中に現れた「憧憬としての近代」は、大衆消費文化の浸透とともに、一種の「ヘゲモニー」として人々を魅惑し勧誘し、体つき・身振り・服装・化粧・髪型など、身体に近代性の深い刻印を記したのであった。そして、このような都市文化¹³は、実際には都市の中産層以上の受容に止まったにせよ、中産層以下の人々や農山漁村の人々にとっても、決して嫌悪されたり、排斥されたりする類のものではなかった。羨望の対象であり、嫉妬の対象である都市文化への接近の狭隘が、一時的に都市文化に対する疎外感や挫折感を喚起したとしても、条件や資源、機会さえ獲得できれば、やはり模倣され共有される性格のものであった。

「都市的・都会的であること」が「文化的であること」を意味するようになり、「文化的であること」によって、それは人々の振舞い(behaviour)に対して、「お行儀よくする」(to behave)ための規範としての力を發揮するようになったのである。現代の韓国も基本的にはこのような都市文化の不可逆的な支配の延長線上に位置していることを考慮するならば、さらに、グローバル化の展開に伴い文化全般の「脱国境化」や「無国籍化」がいっそう急速にすすむ現代の状況から振り返るならば、植民地期に展開した都市文化は、これらの状況を先取りしたものであると評価することができる。

さらに、この都市文化の拡大という現象の中に、交雑化(hybridization)の進展に随伴する、帝国主義本国の文化とも伝統的な土着社会の文化とも異なる第三の文化形成の可能性を、ブロニスラフ・マリノフスキイ(Bronislaw Malinowski)の概念を借用すれば、新たな「合成文化」形成¹⁴の可能性を、看取することもできるのではあるまいか。従来、ややもすれば、伝統文化は「純潔」で「無雑」であることで称揚の対象とされ、植民地支配は伝統文化の「破壊」と「根絶」として論断される傾向が強かった。植民地下の文化は、上述のように、「文化」としての無価値、あるいは被統治者の感性との無縁と不和が強調されるばかりであった。しかしながら、植民地における「合成文化」の形成は、欧米起源・日本経由の「外来」の価値、語彙、論理を利用して、植民地期朝鮮の被統治者が自己主張を行う機会を増大させ、その技術を向上させることに寄与したのである。もちろん、これは植民地支配の恩恵賦与などでは決してなく、被統治者が主体的に選択受容した結果である。それでもなお、否それゆえに「合成文化」形成の舞台として植民地期朝鮮の時空間を解明することは、「近代性」や「現代性」との連関を考察する上で欠かすことのできない作業であると考える。

植民地帝国日本の形成過程において、国民国家化の流れと帝国主義化あるいは「グローバル化」=反国民国家化の流れが同時並行的

に進展したことは、周知のごとくである。近代朝鮮の歩みも、この二つの流れが有する葛藤の中に位置づけられるのであり、そこに南北朝鮮の「現代性」の起源を見出すべきなのである。それゆえに、「擬制的国民国家論」の安易な適用から脱却し、「固有な時間」・「固有な空間」として植民地を把握する学問研究が必要であることは、改めて縷々言するまでもない。そして、解放後の歴史研究を支配してきた「亡命者史観」を克服し、植民地の「日常性」に立脚した歴史叙述を行うことが、現在何よりも求められているのである。

以下の各章では、植民地政治史研究・社会史研究進展のための新たな視角を確立する基礎作業として、「植民地近代性」、「植民地公共性」、対日協力の諸問題について、近年の研究成果を踏まえて若干の考察を加えることとする。ただし、研究そのものが端緒に就いたばかりであり、下記の行論が概念や用語の未確定・混乱、学界での影響力狭小などの欠陥を拭い難く纏ったものであること、結局は思いつきに終始していることについては、その克服は今後に期すほかない。

2. 「植民地近代性」

1990年代から韓国の学界において発生した、解放前後史に関する「断絶説」と「連続説」との間の論争、すなわち1970年代からの韓国の高度成長に対する日本の植民地政策の貢献如何をめぐる論議は、やがて植民地期社会像をめぐる「植民地収奪論」と「植民地近代化論」との間の論争¹⁵に発展することとなった。その底流に、1980年代から米国の学界で展開した新たな動向¹⁶、すなわち、韓国・台湾などエイジアンNIEsへの着目、ポスト・コロニアル研究の進展、カルチュラル・スタディーズ研究の蓄積、などの影響が通奏低音のごとく貫流していたことは否定し得ない。議論の拡散を通じて、当為・規範を基盤とする朝鮮史像を超克しようとする試みが、ようやく本格化したのである。

このうち、慎鏞慶氏らが唱える「植民地収奪論」¹⁷とは、政治的抑圧と経済的搾取により、朝鮮の「近代化」を徹底的に阻止した日本の支配を徹底的に告発・糾弾することに主眼を置いた研究方法であり、基本的には、解放後南北朝鮮の学界の主流となってきた主張である。国民国家の成立こそが「近代化」の達成にほかならないとする、この議論においては、日本の植民地支配は、専ら「近代化」の阻害要因としてのみ理解されるのである。それに対して、安秉直氏らが主張する「植民地近代化論」¹⁸とは、植民地という不利な状況下にあっても、所与の利用可能なあらゆる条件を活用して成長した朝鮮人諸階層の発見に努めるという研究方法であった。そこでは、意図しない結果であったにせよ、あるいは政策の予期せぬ副産物であったにせよ、日本の植民地支配が朝鮮社会の「近代化」を促進したという側面を正当に評価すべきことが説かれるのである。このような「植民地収奪論」と「植民地近代化論」の主張は、植民地支配と「近代化」との相互規定において、その相剋性を重視すべきか、否その親和性を直視すべきかという点において、決定的に相違するものであり、相互に排他的である。

しかしながら、他方で、国民国家や資本主義に象徴される「近代」を肯定的に評価している点や、「近代化」の担い手としての朝鮮民族の役割を強調する点に看取されるナショナリズムの称揚などでは、意外にも牢固とした共通点があることがわかる。何よりも、双方の主張の論者自体が、「制度としての近代」をめぐる議論に視角を限定しており、自らが「ヘゲモニーとしての近代」に包摂されていることに無自覚であるのである。前章でも若干述べたように、「近代」を、「好ましいもの」・「望ましいもの」・「目指すべきもの」と感じることが、まさに「近代」の有する「ヘゲモニー」としての機能なのであり、「植民地収奪論」者と「植民地近代化論」者は、ともに半ば「神格化」された「近代」の渦の中で、自己の主張の正統性および正当性を相争っているのである。

それに対して、近年になって米国の朝鮮史学界を中心に出現したのが、ポスト・コロニアル理論の論客であるタニ・バーロー（Tani Barlow）氏が提唱した「植民地近代性」（Colonial Modernity）¹⁹の概念を用いて、植民地期朝鮮の社会を研究しようという企て²⁰である。その代表的研究者である申起旭（Shin Gi-Wook）氏やマイケル・ロビンソン（Michael Robinson）氏、カーター・エッカート（Carter Eckert）氏らの主張を簡潔に要約すれば、大凡以下のとおりである。すなわち、従来の植民地期研究を支配してきた「統治」（抑圧・搾取）対「抵抗」の二元的パラダイムは、価値偏重で本質主義（essentialism）的な理解であり、植民地期は、このような枠組みに淵源する演繹法的研究方法に基づき、静態的で停滞的なイメージでもって把握されてきた。それゆえ、悪しき「統治」と好ましき「抵抗」という一種のマニ教的善惡二元論（Manichaen dualism）が、研究の視座を鞏固に統制していたのであった。それに対して、彼らは、当該期における「植民地性」と「近代性」との併存という状況に着目すべきことを説く。そして、植民地状況の実態把握のための作業として、「植民地主義」「植民地支配」（colonialism）、「ナショナリズム」（nationalism）に加えて、「近代性」（modernity）の概念を導入し、三者の多様な相互連関と相互作用を追求することにより、多元的で帰納的な植民地期研究を実践すべきことが、提唱される²¹。

具体的な研究作業としては、①植民地状況下での近代文化の形成、近代的価値観の浸透（都市的大衆消費文化に対する憧憬・模倣と挫折・疎外）過程を考察する中で、日本による文化的ヘゲモニー獲得の進展が解明され、植民地政府を中心とする統合の進展および自立化に伴う宗主国政府との摩擦の存在が指摘される。また、②植民地的ヘゲモニーとの対抗関係（峻拒～静觀～順応）を通じて朝鮮大のアイデンティティ形成の模索が繰り返し行われ、それがカウンター・ヘゲモニーの確立にいたったことを解明する中で、植民地下の社会の再編成（伝統破壊の肯定的側面）に光が当てられ、必ずしも

「民族」に拘泥しない社会運動像や民衆運動像の提示が試みられている。全体として、彼らの諸研究は、植民地期研究に対する包括的・多元的な接近方法を提示することに成功していると評価することができ、植民地期研究における一つの分水嶺としての意味を有しているといえよう²²。ただし、一方で、韓国の歴史学界などでは、このような問題提起に対して、モダニティとコロニアリズムの「本質的な反目」という鞏固な「信念」に由来するゆえであるのか、賛同者は必ずしも多くはなく、申起旭氏らの著作に対しては、植民地性による制約という「近代」の根本的限界を軽視しているとの強い批判が存在する²³ことも看過されはならない。

もう一つ、植民地期における「近代」を考える場合に重要な視座を提供する新たな動きとして、社会学の領域から植民地期にアプローチしつつある人々を中心に、「近代」そのものの問題性を検討しようとするいくつかの試みが現出しつつある。この研究方法は、「近代」全般が有する普遍的な性格として、ミッシェル・フーコー(Michel Foucault)が提唱した「規律権力としての近代」という概念に着目し、それを植民地期朝鮮の社会の中に見出そうとするものである²⁴。

その結果、例えば、植民地期の公教育を通じた「従順な身体」(docile body)の形成過程が詳細に分析され、植民地期における公教育の目的の一つが、兵士型人間、産業型人間という新たな「人間類型」の養成であったことが明らかにされる²⁵。これは、従来の研究において、教育の目的が、「同化」の徹底=朝鮮人の民族性抹殺による日本人化の強要であるという、政治論・運動論的立場から演繹的に導出された解釈で結論づけられていたのとは、相當に異なる見解である。しかし、身体に対する「近代」の刻印、すなわち、時間や衛生・効率などの観念の徹底（例えば、色衣着用の強制）や、団体・組織の一員としての訓練が、植民地当局のみならず、民族運動・社会運動を推進する人々の間でも希求されていたことは、厳然

たる事実であった。また、近年のいくつかの論考では、1930年代以降主として普通学校卒業生などからなる「中堅人物」の養成など、植民地政府によって実施された新たな地域指導者の確立を通じて、地方末端までの支配の浸透が追求されたことが明らかになっている²⁶が、これも規律権力の一翼としての公教育の役割を如実に示すものである。このような「近代化」は、30年代に盛んになる公立普通学校の増設請願運動の動向に見られるように、被統治者の教育充実に対する要求とも、逆説的ではあるが、暗合を示唆するものであった²⁷。

加えて、孤児院、少年院、盲学校・聾啞学校、「癲狂院」、「癲病」患者収容所、方面委員制度、町洞会、隣保館の設立などを通じて、総督府当局が推進した社会事業²⁸は、福祉事業の性格を有すると同時に、「国益」や「公益」に基づく「正常」と「非正常」の厳格な区分を介して、植民地住民の均質化を求め、併せてそこから逸脱した人々の周辺化・異界化を図るものであった²⁹。したがって、そこでは、住民に対する「保護救済」を名分に、相互監視と相互統制のシステムが確立され、画一化された被統治者の確保が追求されたのであった。さらに、フーコーがいみじくも指摘したように、「知」(savoir)=「権力」(pouvoir)であることの証左として、植民地当局によって、国勢調査から普通学校での身体検査にいたるまでの各種の調査や検査が実施され、被統治者個々に対する情報の蒐集が図られたのである³⁰。しかも、これと同様の調査は、社会運動・民族運動を展開した朝鮮人の知識層によって自主的に行われていた³¹。知識の蓄積が個人に対して権力として機能するというメカニズムは、植民地当局の側も社会運動・民族運動の側も、黙諾の形であれ、ともに認めるところであり、衛生警察や家計簿診断といった形で、日常生活の細部にいたるまで管理が徹底されることに対する、公然とした反発は表出されにくかった。特に、社会運動・民族運動は、「啓蒙」を掲げ「実力養成論」に立脚するものであったゆえ、指導

者=先に目覚めた者が大衆=未だ目覚めぬ者を、日常生活の細部にいたるまで監視し、叱咤激励するのは当然のこと、それどころか先覚者の義務であると考えられた。

以上のような過程を通じて、個々人は、無意識の裡であれ、自発的に「近代」の規律を受容するようになる。このような「近代性」の内面化を経過することによって、マックス・ヴェーバー（Max Weber）の分析概念に準拠すれば、「近代という与えられた秩序とその中における自身の召命（Beruf）のために自らを統制し得る主体」である「近代（的）主体」としての自己形成が果たされたのであった³²。「主体」（subject）が、同時に近代の規律権力に対する「臣民」（subject）であるという関係が、ここに確立されたのである。ところで、当時、一部の論者により、規律権力の浸透、すなわち「近代人としての教化」こそが、大阪市の底辺層を形成していた在日朝鮮人に對して、労働能力の増大と生活水準の向上をもたらす必須の契機であると考えられていた³³が、こうした教化は、日本在住の朝鮮人に限定されるものではなく、本国在住の朝鮮人に対しても普遍的に実践されるべきものであった。この点に関して、植民地社会においても、統治者と被統治者との間で相互の「補完関係」あるいは「依存関係」が成立していたといえる。ただし、「近代」一般ではなく、植民地の「近代」であるがゆえの特性として、担い手となるべき自立した個人の未成熟、受け皿としての市民社会の未成立を背景に、植民地政府が行政権力を介して、被統治者の日常生活に對して、ストレートに暴力的な介入を行い得る状況が存在したのであった³⁴。

さらに、本論からはやや逸脱するかも知れないが、外見的立憲主義に象徴されるような「日本の特性」、および総動員体制という「戦時期的特性」も加味するならば、日本の植民地支配から解放された時点での朝鮮における権力の存在様態は、二重三重の意味で、欧米などの社会に比して規律権力の肥大化が進行していたのであ

る。それゆえ、これが植民地期からの「負の遺産」として、「強力な国家一弱体な社会」³⁵というような形で解放後に「連續」したと論ずることも可能であろう。解放後の南北朝鮮において、権威主義的あるいは全体主義的と評される強権体制が、長期間存続し得た／得ていることの淵源を、ここに求めることも不可能ではない。

いずれにせよ、このように「規律権力としての近代」の特性を追求しようとする問題意識の中に、従前の「植民地近代化論」と「植民地収奪論」との間の論争、最終的には遺憾ながら感情論の応酬に墮してしまったかの印象を与える論争、における双方の立場をともに主張する「近代」批判の鍵鑰があるように、思われる所以である。

なお、これに関連して、植民地期における「近代批判」や「反近代」の可能性に対する議論³⁶に関しては、諸論考が、当該期における大衆的な農本主義志向の存在や、民衆宗教の強靭さを充分な説得力をもって実証していることは認められる。疾風怒濤のごとき「近代」の浸透とそれに対する憧憬に抗して、「未発の契機」として「近代批判」や「反近代」の志向が成立する余地があったことも否定できない。しかしながら、翻って考えてみると、これも、「近代」に対する抵抗は同時に「近代」に対する模倣である、という逆説的事実を再確認させてくれる事象であり、「ヘゲモニーとしての近代」の圧倒的な影響力の強さを証明するものに外ならないようと思われる。おそらく、彼ら民衆宗教の唱道者たちが追い求めたのは、「近代」を全否定し、前近代への回帰を冀求するようなものでは決してなく、「もう一つの近代」あるいは「近代の中でのオールタナティヴ」を渴望するものであったのではあるまい。いずれにせよ、今後の検討課題とする外ない。

さらに、「植民地近代性」の議論といわゆる「民衆論」との関連についても付言しておけば、かつて述べたとおり³⁷、民衆について語る場合、今なお「人民闘争史」や「民衆運動史」における変革主体としてのイメージが先行しており、民衆の最も日常的な存在様態

である「生活者」としての把握³⁸が充分に果たされているとは言い難い。今後、いっそう衣食住や言語を初めとするなど植民地社会における日常生活の実相と「近代」との関わりを対象とする研究が蓄積されなければならない。そして、「近代化」への期待と渴望が「規律権力としての近代」の浸透を促進する、という植民地期朝鮮におけるアンビヴァレントな関係を徹底的に解明すること、また、植民地期におけるこのような関係を通じて、現在の南北朝鮮における、知識人から一般大衆にいたる広範な人々の「近代」に対する憧憬の原型が形成されたことを剔除すること、以上のような作業を通じて、「植民地近代性」³⁹に対する批判的検討の前進が可能であると信じるのである。

3. 「植民地公共性」⁴⁰

国民国家を前提とする従来の解釈とは異なる、植民地における「政治」の特異性として、異民族支配がもたらす葛藤の深刻さ、あるいは国民意識や帝国臣民意識の稀薄に起因する合意調達の困難を挙げることができる。これは、統治者と被統治者の双方にとって、必然的に意思貫徹のためのコストの増大をもたらすことになる。すなわち、統治者側にとって見れば、①弾圧に伴う彼我の損失や統治意思貫徹に抗する構造的「抵抗」を無用にするための措置、②被統治者や本国議会、欧米の輿論などに対して、恒常的に「文明化」や「近代化」の進展をアピールしつつ植民地を統治せざるを得ないという「制約」、③帝国主義本国、特にその納税者に対して立証することが求められる植民地統治費用の効用と利潤の極大化などは、絶えずコストの昂騰を招く性格のものであった。他方、被統治者側にとって見ても、①カウンター・エリートの確保と、犠牲の補償を充分に行い得ない中でのその絶えざる補充、②植民地の法治体制下では一般に「犯罪行為」や「脱法行為」と看做される、抗議行動や要求行動への大衆の動員費用など、抵抗のためのコスト負担は膨大な

ものであり、しかも意思貫徹の可能性が乏しいという現実を認識しつつ、大衆の感覚的反発を組織的運動へと「離陸」(take off)させる課業が重く压し掛かっていた。このような条件の下で、双方にとって、不斷にリスクやコストとリターンとの間の計算がなされねばならなかつたのであり、それゆえ、植民地政府と被統治者一部の間で、それぞれの意思の実現をめぐり、さまざまなバーゲン(bargain)が発生する余地があつたのである⁴¹。ただし、これが極めて脆弱で不安定な基盤に立脚するものであつたことも、同時に指摘しておく必要があろう。

以下、植民地統治の展開に連動させて、バーゲンの問題を概観しておきたい。

1910年代の「武断統治」は、一言で言えば、旧皇帝・旧皇室・貴族から官僚・軍人を経て在地士族にいたる、現地伝統エリートとのバーゲンにより、治安を確保しようという政策であった。しかし、この政策は、1919年3・1運動が勃発することにより、バーゲンの破綻が露呈する。既成の伝統エリートは、最早大衆を統制する機能を果たしえなくなっていたのである。

とりわけ、現地社会との「紐帶」として依存していた末端官吏をも含む、全民族的な抵抗に対して驚愕の色を隠せず、「武断統治」の失敗を自認せざるを得ない統治者側は、頓挫した旧来のバーゲンに代えて、新たなパートナーを見出して別のバーゲンを行うことが急務となつた。他方、被統治者側も、3・1運動が所期の目的を達成し得なかつた教訓として、短期決戦形式での植民地官憲との直接対決の「無謀」を自覚し、戦略と戦術の立て直しを急ぎ立てられることとなつた。

そこで、1920年代には、統治者側が「文化政治」に基づく懷柔政策を採用し、被統治者側が「実力養成論」に立脚した多様な社会運動を開拓するという、新たな状況の下で、バーゲンの再構築が試みられる。ここに、いわば植民地における「公共領域」(public sphere)

の本格的成立が看取されるのである⁴²。このことは、朝鮮王朝時代末期から進行しつつあった、旧士族層の没落とそれに代わる旧郷吏層の台頭、という地方権力構造の流動化と連動したものであった⁴³。権力意思の社会末端まで浸透を必要としない、前近代社会におけるインテンシヴ (intensive) でありながらルーズな支配から、住民に対する徹底的な把握を志向する、近代社会におけるエクステンシヴ (extensive) な支配への変化が、在地士族に代わって旧郷吏層ら新たなエージェント (agent) の役割を際立たせることとなった。彼らが、前近代社会において世襲的に蓄積してきた、在地社会に関する詳細な情報とその運用のスキルは、「近代」的な植民地統治、すなわち住民の日常生活にいたるまでの緻密な権力作用の行使において、まさに凱切な資源であると看做されたのである。

実際、1920年代には、社会的影響力を弱化させながらもなお隠然たる勢力を誇示していた旧士族層に、新興の旧郷吏層が加わる形で形成された「有志層」や企業家らが、道評議会、府協議会、面協議会、学校評議会などの地方諮問機関や議決機関に陸續と進出することとなった⁴⁴。彼らの意思を無視しては、植民地統治が不可能な状況が生じていたのである。また、このような公式的な回路 (channel) 以外にも、書信の往来や直接の面談を通じて、朝鮮人「有力者」と総督府官公吏およびその周辺人物⁴⁵との間では、さまざまな非公式なルートが存在していたことが知られている。この段階での小括として、植民地政府や地方政府は、在朝日本人や被統治者の間で構成される一種の「公論」、すなわち植民地輿論を勘案してのみ統治が可能である、という構造が成立した、と評価してもよいであろう。

「公共領域」の成立およびそこへの大衆動員の拡大という史実の再確認は、1920年代中葉以後、活発な活動を見せる農民団体・青年団体・労働団体や新幹会など合法団体の役割に対しても、新たな視角からの評価を促すものである。従来、これら諸団体の活動に関し

ては、日本帝国主義の植民地統治を峻拒し、如何に強靭に抵抗したか、という観点にしづつ考察されてきた觀がある。しかしながら、合法団体である以上、植民地政府との間では、隨時にバーゲンがなされたと考えることが、遙かに妥当である。當時、民族主義的な言論空間にあっては、朝鮮社会の統治に対して何ら正統性を有しない植民地政府とは、一切の接点を持たないことを良しとする「節介意識」⁴⁶に基づき、当局との接触は、いかなる形態のものであっても、「民族正氣」を汚辱する不淨な行為である、と看做されがちであったことは否定できない。しかしながら、実際には、当局とのバーゲンは、民族解放、すなわち将来の独立を引き寄せる一階梯にはなり得たとしても、決して直ちに民族解放からの逸脱や変節を意味するものではなく、ましてや独立の否定などとは相容れるものではなかった。むしろ、合法団体は、それぞれの戦略と戦術に基づいて、植民地政府との間でバーゲンを通じた「接近戦」を展開していたと考えるべきなのである。その成果は、当時の民族紙が連日報道しているとおりであり、看過や軽視は許されない。

3・1運動以来継続した被統治者の社会運動・民族運動の昂揚は、結局、朝鮮大の「公共圏」形成の可能性を大きく高めることになった。1929年から30年にかけて、総督府内部で討議された同化主義支配体制から自治主義支配体制への転換の提案、具体的には、帝国議会への朝鮮代表議員の選出と「朝鮮地方議会」の設立という提案⁴⁷は、まさに、統治者をして新たなバーゲン条件の提示を余儀なくさせたものであった。これは、植民地政府にとって空前のドラスティック (drastic) な政策転換であり、その分だけ植民地統治の困難の深刻さを如実に示すものであった。しかしながら、この提案は、最終的には事態の困難をさほど痛感できなかつた本国政府の拒否により挫折してしまい、換骨奪胎の末、「地方制度改革」という矮小化された弥縫策でもって收拾された。

1930年代に入る前後から、朝鮮内の各地で、赤色農民組合運動な

ど社会主义思想に立脚した急進的な農民運動が、植民地権力機構に正面から挑戦するようになったのに加え、相次ぐ恐慌の襲来により、多くの農民が最低生活水準（subsistence level）をも確保できず、農村の崩壊による植民地統治の破綻が、目睫に迫るようになった。朝鮮社会は、植民地政府が統治の社会的支柱として担保すべきバーゲンの相手さえ、容易には見出し難い窮状に陥ったのである。

そこで、植民地政府は、官製運動である「農村振興運動」を展開して、農村への介入を強化した。当局は、「朝鮮小作調整令」や「朝鮮農地令」を施行して地主の搾取に苦しむ小作農民の窮状の緩和を試みる一方、殖産契や金融組合などの組織網を確立し、これを植民地住民と政権とを結合する中間組織と位置づけて、農村の統合を図った。その際、植民地住民に対する支配と動員のため、バーゲンを構築すべき相手として、前述の「中堅人物」が活用された。彼らに対しては、徹底した経済的訓練と精神的訓練が実施された。そして、自作農・自小作農・小作農という農村内の中層以下の階層に属しながら、旧来の中小地主よりも強烈な経済合理性志向を抱くようになった「中堅人物」との間で、協調関係の確保に努めた。その結果、申起旭氏らの表現に従えば、「植民地コーポラティズム」(colonial corporatism) というべき体制が確立されたのである⁴⁸。このようなコーポラティズムのシステムを媒介として、農村の生活水準の向上を好餌に掲げた植民地政府は、植民地におけるヘゲモニーの確保に努め、合意調達を辛うじて果たすことにより、ようやく農村社会の末端まで支配を行き渡らせることができるようになったのである⁴⁹。

1930年代後半からの戦時体制下では、多くの日本人が戦場に動員されたために生じた空隙を補填すべく、朝鮮人の大規模な社会的進出と頻繁な上昇移動が見られた。彼らが植民地政府の枢要な部署をはじめ各処の業務に関与するようになったことに伴い、その意思が政策に反映される度合いも深化し、朝鮮人の政治参与は「植民地公

共性」の拡大をいっそう進展させることとなった⁵⁰。しかしながら、このことは、他方で「戦争加担者」としての朝鮮人を顕在化させるものでもあった。実際、「満洲国」や華北占領地の統治などにおいて、一部の朝鮮人は、明らかに被統治者から政策立案者や政策遂行者に変質し、日本人からは「二等国民」、「亜日本人」として処遇されながらも、現地住民に対しては支配民族である「日本人」の一員として君臨することが稀ではなかった⁵¹。そのため、日本人に劣らず、場合によっては「背反者」(traitor/traitress) として、日本人以上の怨嗟の対象となること也有ったのである。

さらに、アジア・太平洋戦争期に帝国政府との間でなされた、徵兵制実施と国政への参政権付与をめぐるバーゲンの結果、朝鮮人は「皇軍兵士」となり、自己の命運と国家の命運を合致させることで、つまり自己の生命を代償として、「公共性」の拡大を完結させたのであった。制限選挙であることや定数が寡少であることなど、日本本国に比してなお差別的な制約が残るもの、日本帝国主義は、朝鮮在住の成年男子に選挙権を賦与し、このような回路を通じて、朝鮮人全員を個別分散的に支配システムの中に包摂し、「帝国臣民」の一員として認定したのである。

ただし、これは植民地政府の頭越しに帝国政府との直接のバーゲンが試みられた結果、達成されたものであり、朝鮮大の「公共圏」形成の鍵となり得る、立法機関（朝鮮議会）の樹立に対する狡猾な回避や、帝国政府の推進する「内外地行政一元化」の方針などと相俟って、帝国政府と植民地社会の媒介者としての植民地政府の役割は極力無視された。ここに、朝鮮の有する「植民地性」は大きく変容し、結局は「内地化」への方針転換により、「植民地性」は希薄・消失の方向に歩みだすこととなった。しかも、敗戦によって植民地帝国日本が崩壊したことで、衆議院議員選挙は一度も実施されることなく、朝鮮人とのバーゲンは、一方的な「協力」を強いるのみの結果でもって、終焉を迎えたのであった。

以上のような「公共性」成立の意味を、ここで今一度確認しておく。「植民地公共性」の形成により、被統治者の多くが「政治」の技術、すなわち敵の完全打倒や全面否定ではなく、交渉と妥協を優先して自己の意思の部分的実現を成就させる手法を体得したことは、隠しようのない事実である。その前提として、当時、統治者と被統治者の相当な数の人々の中で、「ヘゲモニーとしての近代」の受容を通じて、異論や異議申立てに対する直接の暴力的対応ができるだけ回避することを選好する志向、あるいはその段階までは到達しないにしても、最低限暴力的対応を選択する場合とそうでない場合との間で、リスクやコストとリターンの収支計算をする志向が、浸透しつつあったということが指摘できよう。

仮に、統治者により暴力的対応が取られた場合（それは少くない頻度で、また小さくない規模で発生したが）には、「公益」や「公安」の名の下に、「合理的」な手続を根拠とする行為の合法化や正当化が図られ、欺瞞的であるにせよ、さまざまな形で被統治者の慰撫に努めざるを得なかったことは、それを雄弁に物語るものである。また、被統治者の側でも、テロリズムや爆弾投擲など、少數ながら暴力的対応が見られたことは事実であるものの、それに劣らず、新聞や雑誌などの言論の手段や、地方官庁や議会など政治機構への参与を通じての意思実現の試図が、不斷になされたことは、看過されてはならない。ただし、当時から現在にいたるまで続く、一貫した「自治運動」に対する拒絶感に典型的に見て取れるように、植民地社会である朝鮮において、人権や民主に象徴されるような「思想としての近代」という発想を抱くこと自体が荒唐無稽な幻想であったという評価が、現在なお説得力を有していることも、同時に指摘しておかなくてはならない。

さらに、イギリスの植民地であったインドとの比較に関連して、朝鮮においては、被統治者に与えられた自律的な領域や主題が、インドよりも極端に狭隘であるという分析や、また朝鮮において「公

共性」の議論が展開し得るのは、ほぼ1920年代から30年代半ばに時期が限定されるという判断などに基づき、朝鮮における「公共性」拡大の限界を指摘する主張もある⁵²。同化主義の朝鮮と自治主義のインドでは、「植民地公共性」といっても大きな差異があったというのである。たしかに、植民地議会が相当程度機能し、自治統治体制の基本を備えていたインドと、地方議会レベルにとどまっていた朝鮮とでは、「植民地公共性」の拡大が比較にならぬほど異なっていたのは事実である。しかしながら、200年近いインドと30年余の朝鮮という、植民地統治の継続期間を考慮し、さらに上述した、同化主義統治体制から自治主義統治体制へ、という朝鮮統治の方針転換の試図を考慮するならば、朝鮮においても、少なくとも方向性としては、インドと同じく「植民地公共性」を拡大し、自治体制を志向する階梯をたどっていたと評価しても誤りではない。日本帝国主義の「短命」が、このような転換を未発に終わらせたのである。

ところで、「植民地公共性」の拡大により、植民地統治が当初より有していた暴力性と異質性に対しては、抑制や緩和が施され、いわば「公共領域」という濾過装置を介して、植民地統治は柔軟で洗練された権力秩序として、現地社会に浸透していくこととなった。この過程を通じて、「植民地公共性」は、植民地統治に対する程度までの「合法性」(legitimacy) を賦与することになり、結局、剥き出しの暴力装置としての植民地権力の本性を隠蔽する、一種の「ロンダリング」(laundering) の機能を果たしたのであった。したがって、「植民地公共性」の拡大が、被統治者に恩恵をもたらしたと単純に判断することはできない。むしろ、異民族が圧倒的多数である被統治者からの、本質的に頗る困難な合意の調達を目的として、統治者が狡猾にも発明したメカニズムが、「植民地公共性」であったと判断することも可能なのである。ただし、一旦そのようなメカニズムが稼動すれば、原初の意図如何に拘わらず、統治者の政策決定における選択の幅を掣肘すると同時に、被統治者が要求を実現さ

せるための回路の一つとして利用し得たことも、これまた真摯に考慮しなければならない。

以上のように、統治者と被統治者とのバーゲンの舞台としての「植民地公共領域」は、植民地期朝鮮における「政治」の淵源としての役割を果たしたのであった。そして、植民地社会における諸変動は、「植民地公共性」に即して述べるならば、概ね「公共領域」での統治者の意思と被統治者の協力とのバーゲンの結果であった。これは、統治者の意思と被統治者の協力とが、それぞれ独自の方向と大きさを有するという点で、植民地という一つの空間における「ベクトル（vector）の合成」というイメージで把握することができると言える。これに関連して、朴燮氏が「植民地の社会経済変動は、帝国主義の意図と植民地民の対応の協力として説明することができる。そして、効用・利潤極大化を追求する両者の最適化戦略の結果（傍点一引用者）として、植民地が形成されたことが理解される」と指摘している⁵³のは、簡にして要を得たものである。それゆえ、二つのベクトルの方向と大きさを測定することが、植民地社会朝鮮を理解する捷径となると思料する。

4. 対日協力⁵⁴

既に発表したいいくつかの論稿において述べてきたように、対日協力の問題を検討することは、「植民地近代性」の特質を考察する場合、突破口としての役割を果たすものである。なぜなら、植民地政府は、「文明化」や「近代化」の標榜により植民地支配に関する正統性および合理性を獲得しようとしたのであり、他方、「ヘゲモニーとしての近代」の浸透とともに、「近代」を志向する被統治者にとって、このような植民地政府との接触は、被統治者的好惡を超越して不可避なものとなったからである。教育、労働、消費、娯楽、文化のあらゆる領域に亘って、植民地政府の掲げる「近代」のネットが張り巡らされており、朝鮮における「近代」生活、「文明」生

活は、程度の差こそあれ、このようなネットに包摶されることを意味していた。植民地期に最大の対日協力者の一人であった李光洙が、解放後に「朝鮮に生存する朝鮮人はすべて日本に協力した者である」⁵⁵と述べたことは、自己弁明の性格が強いとはいえ、事態の一面の評価として、正鵠を射ているといえる。つまり、植民地期における被統治者と「近代」との具体的な接触の場として、対日協力の問題を設定することが可能であり、また、そうしなければならないのである。

そのためにも、既往の「敵・味方」二分法に基づく、敵対勢力糾弾のための政治的烙印としての「친일파 (親日派)」概念から、早急に脱却する必要がある。それに代わって、対日協力 (collaboration) あるいは、対日協力者 (collaborator) という概念を適用すべきであると考えるのである⁵⁶。それは、これらの用語が単に中立的で普遍的であるという理由ばかりでなく、植民地期の朝鮮社会に対して、帝国主義の植民地統治の再考を迫る「周辺部理論」の一環として、イギリスのジョン・ギャラハー (John Gallagher) 氏とロナルド・ロビンソン (Ronald Robinson) 氏が唱える「協力理論」(collaboration theory) を援用しうるか否か、その可能性を追求するためでもある⁵⁷。

帝国主義の統治に関して、中枢部の統治者側の契機以上に周辺部の被統治者側の契機を重視する、ギャラハー＝ロビンソンの理論においては、帝国主義と現地社会とのバーゲンの一つの結果として、植民地統治の端緒から、帝国主義と協力エリートと現地民衆の三者から成る「協力システム」(collaboration system) が形成されたことが重視される。「協力システム」は、統治者と協力者の双方にとって、それぞれ利用価値のあるものであった。すなわち、統治者にとってみれば、土着エリートの協力によって初めて統治の浸透が可能になるのであり、また協力は統治コストの削減にも不可欠のものであった。他方、協力者にとってみれば、協力を通じて、統治者によ

る自己の利益の保証が確かなものとなり、また、近代化のためのさまざまな資源も獲得されるのであった⁵⁸。さらに、一部の機会主義者においては、勝者と行動をともにする、いわゆる「時局便乗型」の協力も見られた。その結果、統治者は、武力ではなく、強制と説得の微妙なバランスの中で政策を実施することを選択し、協力者は、支配の方向と結果に対して、ある程度の影響力を行使することができるようになるのである。こうした点を勘案するならば、「ある意味では、植民帝国は決して帝国を所有することができなかったと言うことができるであろう。ただ、協力者に大きく依存しつつ、その資源を利用したのであった」という朴枝香氏の総括⁵⁹は、要点を衝いたものであるといえる。「協力システム」理論を通じて、帝国主義と植民地の関係の捉え直しを行うことの有用性が、改めて確認されるのである。

これと関連して、私自身は、これまで、対日協力の範疇を拡大する作業、対日協力者のメンタリティを分析するための枠組みの提唱などを行ってきた。行論に必要な限りで最低限述べれば、それは、①従来「親日派」として把握されてきた、エリートや旧カウンター・エリートによる「煽動」という形の対日協力の類型に対して、(1)「イデオロギー型対日協力」という範疇を設定し、②これとは異なるものとして、サブ・エリートやエリート志願者(would-be elite)が職掌などを通じて行う「機能」という形の対日協力の類型に対して、(2)「テクノクラート型対日協力」という範疇を設定したことである。そして、植民地政府と被統治者との媒介する接点になったこと、「植民地近代性」を現地社会に扶植する役割を主要に果たしたことなどから、後者の重要性に着眼することを提唱した⁶⁰。

また、③対日協力者のメンタリティを分析するための枠組みとして、タルコット・パーソンズ(Talcott Parsons)と竹内洋氏の議論にヒントを得て、「皇民化イデオロギー」に対する「方便としての同調」(conformity as expediency)と「内面化」(internaliza-

tion) の有無を基準とした分類を試み、(1) 「同調」 も「内面化」 もする「皇国青年型」、(2) 「同調」 するが「内面化」 しない「時局便乗型」、(3) 「同調」 も「内面化」 もしない「面従腹背型」などの類型を析出した⁶¹。ここからは、対日協力者における心情と行動とを区別する必要が見いだされ、植民地期に人格形成を行ったいわば「純粹植民地世代」における「皇国日本」の身体への刻印という問題の苛酷さが、今さらながら浮彫りにされた。このような研究は、作業仮説の精緻化と実証的な裏づけという二つの方向で、なおも推進していかなくてはならない。

ところで、帝国主義統治下での被統治者の対応を考える場合、「抵抗」 か「屈従」 かという二分法が、「敵・味方」とを峻別する運動論的・政治論的把握と密接な関係にあることは贅言を待たない。また、このような二分法が、当該期社会の複雑性・多様性を捨象した粗雑な理解に通じるものであることも、容易に看過できない。それゆえ、「抵抗」 か「屈従」 かの二分法を克服する枠組みを創出することが、喫緊の課題とされるのである。

例えば、日中戦争期の日本占領下の中国に関しては、近年になり、米国のポシェク・フー (Poshek Fu) 氏や、カナダのデイヴィド・バレット (David Barrett) 氏、ラリー・シュー (Larry Shyu) 氏らによって、多くの成果が生み出されている。このうち、ポシェク・フー氏の著作は、日本占領下の上海における文学者ら知識人の対応に関して、「抵抗」 (resistance)、「受容」・「忍従」 (passivity)、「協力」 (collaboration) の三者の枠組みでもって、さまざまな言説や行動を把握しようという試みである⁶²。また、バレット氏とシュー氏が編纂した論文集は、従来朝鮮における「親日派」 認識と共にして、「漢奸」 の名でもって断罪の対象としてのみ認識されてきた対日協力（者）のさまざまな様相に関して、実証的な考察を行うとともに、理論的にも既往の傀儡政権評価の克服を企て、新たな視角として「対話アプローチ」 (dialogue approach) を提唱するなどし

た画期的な成果である⁶³。さらに、植民地期の台湾に関する、呉文星氏によって、エリートの対応を、「抵抗」、「隠遁」（退隱）、「協力」（順服）の三者の中で把握しようという試みがなされている⁶⁴。韓国の尹海東氏が提唱する、植民地期の朝鮮民衆の「絶え間なく動搖しながら協力しつつ抵抗する両面的な姿」に淵源する「植民地認識の灰色地帯＜グレー・ゾーン＞」という考え方⁶⁵も、基本的にはこれらの議論と脈絡を同じくするものであるといってよいだろう。

ここで、日本帝国主義の支配に対する対応の一つとして提起された、passivity（隠遁、灰色地帯＜グレー・ゾーン＞）という概念の重要性について、若干言及してみたい。resistanceとcollaborationとの中間項というべき、passivityという姿勢は、ややもすれば、利己主義かつ日和見主義（opportunism）の典型として、侮蔑の対象と見做され、ややもすると、collaboration以上に「卑怯」であると判断されてきた。したがって、このような概念を設定することの意義は、充分に理解されているとはいがたい。しかしながら、passivity概念の設定は、「抵抗」・「屈従」二分法における単純化された図式的把握を超克し、異民族支配下における複合的な対応（a historical mosaic）をより微妙に（nuanced）より多義的に（ambiguous）解明することを志すものである⁶⁶。それと同時に、帝国主義の支配を受け、アイデンティティの確保が極めて困難な条件の下で、毎日の生存（survival）自体が切迫した課題となるような状況においては、passivityこそが主体的かつ積極的な選択肢の一つであった、として正当に評価されねばならないのである。

前述したように、一種の「亡命者史観」が人々の歴史認識を制約している面の強かった南北朝鮮や中国と台湾、それに日本においては、それぞれの政治勢力が、自己の政権や運動の「正統性」確保のために、個人的願望を省みず国家や民族に殉じる「大義」と、個人的願望に拘泥し国家や民族を裏切る「不義」とを対蹠的に描写する二者択一的な歴史観でもって、歴史叙述を行うことが少なくなかつ

た。しかしながら、これは当該期の錯綜した社会をありのままに把握しようとしている、一方的かつ平板な解釈であると言わざるを得ず、逆説的ながら、植民地支配がもたらした精神的外傷 (trauma)、「植民地経験」の非道を真摯に理解しようとしている態度であった。とりわけ、「生活者」という基本的なスタンスに立つ「民衆」に対しては、二分法の恣意的適用が及ぼす悪影響は並大抵のものではなかった。解放後、非転向・不服従でもって「大義」を貫いたことを誇示する「亡命人士」に対して、国内や日本占領地において生活するために、不本意ながら、多少なりとも「不義」に該当する言行をせざるを得なかった「民衆」は、言われなき罪悪感と劣等感を抱くこととなった。加えて、「抵抗」・「屈従」二分法は、植民地期を停滞的・静態的に把握する思考であった。「親日派」や「漢奸」は、結末から遡及して、言行の当初から民族・国家を背反する危険性を個々人の資質の中に潜在させていたと断罪されるのであり、「民族英雄」や「国家有功者」は生涯を通じて、本質的に愛国心に富んだ人物であったと称賛されるのである。

それに対して、新たな研究方法においては、passivity（隠遁、灰色地帯<グレー・ゾーン>）という概念を介在させることにより、当該期の社会の動態的把握が初めて可能となる。すなわち、resistanceとpassivityの併存、passivityとcollaborationの併存、resistanceの中のcollaboration、collaborationの中のresistance、三者相互の交錯と転移など、あらゆる局面を分析することを通じて、社会の複雑さ・不明瞭さを輻輳・紊乱させたまま、「等身大」の姿で理解することに近づくのである。換言すれば、passivityの設定により、植民地における被統治者の行為を「政治」として把握するための観点の提示がなされるのであり、そこからようやく「植民地政治史」を本格的に語るための前提条件が整えられるようになると思うのである。そして、実は、このように、resistance、passivity、collaborationが交錯する中で「政治」が展開する領域こそが、前章で述べた「植民地

「公共領域」であり、その姿こそが「植民地公共性」なのである⁶⁷。

ところで、「対敵協力」の一環としての「対日協力」を考える場合、参考になるのが、ナチス・ドイツ占領下のヨーロッパの状況に関する考察である。例えば、ドイツのヴェルナー・リンクス (Werner Rings) 氏は、ナチス・ドイツに対する「協力」(collaboration)・「協力者」(collaborator)に関する緻密な分析を行い、①「中立的協力」(Neutral Collaboration (or I confirm))、②「無条件の協力」(Unconditional Collaboration (or our enemy is my friend))、③「条件付き協力」(Conditional Collaboration (or I collaborate up to a point))、④「戦術的協力」(Tactical Collaboration (or I do but I don't)) の4つの類型を提示している⁶⁸。リンクス氏の概念規定を簡潔に紹介すれば、以下のとおりである。すなわち、①「中立的協力者」とは、ナチス・ドイツによる自国の占領という厳然たる事実を受け入れ、ナチスの国民社会主義 (National Socialism) イデオロギーへの同調とは無関係に、占領下での生活と秩序の維持のために職務上の協力をを行う者である。②「無条件の協力者」とは、ナチスのイデオロギーに心酔し、自らの信念に基づいて占領権力 (the occupying power) に対して全面的な協力をを行う者である。③「条件付き協力者」とは、ナチスのイデオロギーには完全に同調しないにせよ、ナチス・ドイツによる占領を通じたヨーロッパ新秩序の実現という機会を利用して、自国の状況を変革するために協力する者である。④「戦術的協力者」とは、ナチスのイデオロギーには敵対的でありながらも、無辜の大衆に対する虐殺の回避からレジスタンスに対する支援にいたる、さまざまな実際的あるいは利他的な (altruistic) 理由から、表面上占領権力に協力する者である。

この区分が、そのまま朝鮮の事例に適応できるかどうかは、今後なお詳細に検討しなければならないが、一見すると、「対日協力」に関しても、同様の類型が析出できるように思われる。上述の「皇民化イデオロギー」をめぐる「同調」と「内面化」の議論なども、

リンクス氏の類型論に適合させて再構築することが可能かもしれない。現時点での雑駁な印象ではあるが、①「中立的協力者」は、イデオロギー同調よりも職務遂行を通じて行った協力という点で、「テクノクラート型対日協力者」の一部と重複する部分があるような気がする。また、②「無条件の協力者」は、「皇国青年」として志願兵などに血書応募した人々の心性に近しいものがあるよう感じる。さらに、③「条件付き協力者」は、「法治国家」の樹立を夢見て保護国期に愛国啓蒙運動を開いた人々の志向と共通する点があるように見られる。最後に、④「戦術的協力者」は、植民地期の大半の人々が示した、「面従腹背」という朝鮮総督府や地方官庁に対する態度と通じるところが少なくないようである。ただし、リンクス氏自身が指摘しているように、ナチス・ドイツに対する協力は多様性に富んだものであり、正確な区別が困難なものであり、何よりも四種類それぞれの「協力」の間、また「協力」と抵抗の間に、不明確で広範な「変移地帯」(transitional zone) を抱えるものであった⁶⁹。ここからは、ポシェク・フー氏らの「Passivity」や尹海東氏の「灰色地帯<グレー・ゾーン>」という概念の提示と共に問題意識が窺われる。将来の解放を期待しながらも現実には生存の危機に曝されていた被統治者の行動として、ナチス・ドイツ支配下の人々と、日本帝国主義支配下の人々との間には、ある程度の共通性があったのである。「対日協力」を「対敵協力」の一翼に位置づけて研究することの有用性が、改めて確認できるように思う。

ナチス・ドイツ占領下での「協力」と近代朝鮮の「対日協力」との共通点と相違点に関しては、米国のロバート・マイヤーズ(Robert Myers) 氏とオーストラリアのエイドリアン・ブゾー(Adrian Buzo) 氏が示した、次のような指摘がある。すなわち、共通点としては、両者ともに、「協力」が残した傷痕の広さと深さが社会の亀裂をもたらして解放後の処理の困難を招いた一方で、解放後のフランスや朝鮮などの社会では、事態を克服するためにレジス

タンス神話が流布された、という⁷⁰。また、相違点としては、①朝鮮では、朝鮮王朝の政府を、フランスのヴィシー（Vichy）政権のように傀儡政権化して存続させる試みが存在しなかったこと、②朝鮮では、ユダヤ人に対するホロコースト（Holocaust）のような人種差別的行為（vicious minority racist campaign）が欠如していたこと、が挙げられている⁷¹。敷衍すれば、①について、事実としては、統監府体制の下で、伊藤博文らを中心に、大韓帝国を保護国化＝傀儡政権化する政策が進められた。しかしながら、義兵鬪争の展開に見られる政権の基盤の弱さや、本国政府の強硬方針との対立などから、まもなく日本の朝鮮保護政治は破綻し、完全植民地化、すなわち傀儡政権の廃滅を断行せざるを得なかったのである⁷²。②について、後発帝国主義国である日本にとって、朝鮮民族の存在は、安価で有能な労働力として、後にはこれに加えて兵力に充当する貴重な人的資源として、温存し活用すべきものであった。それゆえ、抵抗運動に対しては執拗な弾圧が加えられ、同化の徹底を通じた「民族性の抹殺」が掲げられたことがあったにせよ、強制収容所への隔離と虐殺を通じた「民族の根絶」、「朝鮮人問題の最終的解決」は、想像の埒外のことであった。朝鮮民族を殲滅するほどの「余裕」はなかったのである。

さらに、両者の「協力」の相違点について考えてみると、次の二つが挙げられるように思われる。すなわち、③日本の植民地支配（colonization）とナチス・ドイツのヨーロッパ占領（occupation）との区別に関連して、形式的には当時の平時国際法に基づき、「任意的併合」という形で開始され、一世代以上の期間を「日常性」の中で継続された植民地支配と、侵略戦争により強要され、当初から長期間の継続がさほど予想されていなかった占領とでは、被統治者の意識の次元⁷³などで同一には扱うことができない領域が存在するようく感じられる。集団に対しても個人に対しても、現地社会の独自性を認めない、日本との完全なる「一体化」が要求された朝鮮と、

原初から現地社会の独自性を前提とする、異種の集団間の「協同」が設定されていたヨーロッパとの相違が、目につくのである。ただし、欧米の研究書では、日本の植民地支配を「植民地占領」(colonial occupation)と叙述するものもないわけではなく、両者を区別することの有効性を含めて、なお今後の検討が必要である。

④イデオロギーに関連して、ナチス・ドイツにおいては、ドイツ・ナショナリズムと密接に関連しているにせよ、国民社会主義を別個のイデオロギーとして分離し抽出することが可能であり、それゆえ占領下のヨーロッパ各国では、ナショナルな特性を維持しつつ国民社会主義を標榜する、ヒトラーの追従者が率いる「ミニ・ナチス」の簇生が見られた。それに対して、帝国日本においては、「日本教」とでもいうべき、天皇制イデオロギーあるいは「皇民化」イデオロギーの茫漠たる理念体系が存在するのみであり、それは血統的な(ethnic)ナショナリズムからの分離が非常に難しかった⁷⁴。それゆえ、「対日協力」は、朝鮮語や朝鮮式の家族制度・姓名など、外見の部分からナショナルな特性を全面否定することを要求し、次いでは、「皇国精神」の体得など徹底した内面化を求めたのであった。しかも、そのように強要しながらも、究極的には民族を隔てる障壁が取り払われることではなく、「日本教」への朝鮮人の参与を頑として拒む性格のものであった⁷⁵。ただし、この点の比較に関しては、同化政策が鞏固に推進された／できた朝鮮のみならず、そのような条件が乏しかった「満洲国」やアジア・太平洋戦争期の占領地域全般での動向も含めて、さらに考察を深めることが必要であり、やはり今後の課題としたい。

いずれにせよ、「対日協力」の問題を議論することが、朝鮮における「植民地近代性」の本質を鮮やかに照らし出す性格のものであることが、確認できたように思う。「対日協力」研究を通じて、「近代」の最もネガティブな側面を直視することでもって、「近代」の全体性の把握が初めて可能になるのである。

おわりに

以上、極めて蕪雜ながら概略を述べてきたように、植民地期朝鮮の政治と社会は、現在の学界を支配する規範的叙述（canon）に込められた「願望」にも拘わらず、実際には多義的であり、矛盾と曖昧さと流動性に彩られたものであった。それゆえ、当時の民族解放闘争に淵源する「政治運動論的解釈」に基づく単純化や捨象、変形などから「史実」を回復する作業が現在進行中なのであり、この方向の作業は今後もいっそう深化させなければならない。

ただし、それは、「イデオロギーの終焉」とか「歴史の終わり」とかといった、浅薄で皮相な「客観主義」や「価値中立主義」を標榜するものであってはならない。むしろ、小稿で提起した「脱政治運動論的政治史研究の必要性」という言説自体が、すこぶる「政治性」を帶びていることに対する自覚が、切に要請されているのである。小稿での議論が、「植民史観」への回帰、「植民地支配施恵論」の再版であるかのように曲解される危険性を免れ、南北朝鮮のナショナリズムとの無益な衝突を避けるためにも、このような自覚が不可欠であろう。そして、でき得るならば、小稿の議論が、斯界における建設的な論議を喚起するための一助となればと、考える。

【付記】小稿は、2002年8月30日東京・駒場で開催された、第1回東アジア近代史青年研究者交流会議（代表：若林正丈〈東京大学〉、呉密察〈台湾大学〉）における、基調講演「朝鮮史における植民地近代化論：植民地近代性・植民地公共性・対日協力」を改題したうえ、加筆・修正を施したものである。当日貴重な意見を寄せて下さった、日本と台湾両地域にまたがる台湾史研究者の諸氏に深謝する。なお、小稿は、後日台湾で中国語版が公刊される予定である。

[註]

- 1 この問題に関しては、Albert Memmi (translated by Howard Greenfeld), *The Colonizer and the Colonized* [原題は、*Portrait du Colonisé précédé du Portrait du Colonisateur*], Boston: Beacon Press, 1991,における議論を参照せよ。

-
- 2 韓国のナショナリズムとそれに基づく歴史叙述に対する最も痛烈な批判として、西洋史学者でもある林志弦氏の論稿、例えば、임지현 『민족주의는 반역이다－신화와 허무의 민족주의 담론을 넘어서』[民族主義は叛逆である－神話と虚無の民族主義談論を超えて] (서울 : 조합공동체 소나무, 1999년)、林志弦(板垣竜太訳)「朝鮮半島の民族主義と権力の言説－比較史的問題提起」『現代思想』28-7、2000年、などがある。
- 3 現在の韓国で隨處に見られる「역사 바로 세우기」（歴史の立て直し、直訳では歴史の正しい立て方）や「역사 바로 찾기」（歴史の見直し、直訳では歴史の正しい探し方）という用語は、「正しい歴史」というものが確乎として存在する／しなくてはならないという、人々の歴史観を反映するものとして、興味深い。国粹主義的な勢力であろうとも、『正しい歴史教科書』ではなく『新しい歴史教科書』を自称せざる得ない日本の現状と比較すれば、尚更そうである。
- 4 拙稿「書評：Gi-Wook Shin and Michael Robinson eds., *Colonial Modernity in Korea, 1999*」『アジア経済』42-9、2001年、69頁。
- 5 林志弦前掲論文「朝鮮半島の民族主義と権力の言説」、127頁。
- 6 その最も典型的な例が「対日協力」研究である。解放直後のジャーナリストイックな著作を除いて、通史で「対日協力」が採り上げられることはなかった。また、林鍾國 『親日文學論－日帝暗黒期의 作家와 作品』[親日文学論－日帝暗黒期の作家と作品] (서울 : 平和出版社, 1966년) [日本語版：大村益夫訳、高麗書林、1976年]などの先駆的な研究は、1990年代にいたるまで殆ど顧みられることがなかった。
- 7 宮嶋博史「東アジア小農社会の形成」(溝口雄三ほか編『アジアから考える 6 長期社会変動』東京大学出版会、1994年)、86－94頁。
- 8 宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所、1991年、は、このような観点に立つ研究として、先駆的な業績であると言える。
- 9 これに関しては、例えば、James C. Scott, *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, New Haven and London: Yale University Press, 1985,などを参照。また、朝鮮に即しては、「朝鮮民衆の持つ、抵抗と呼ぶには余りにも日常的・土着的・普遍的で、それだけに一層支配者にとっては手強く、しぶとく、したたかで、弾圧できず、取り締まりようもない、全く手の施すすべのないぶ厚い民族の壁」という宮田節子氏の指摘(同『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未來社、1985年、118頁)が、同様の脈絡からの発言として、重要である。
- 10 김진송 [キム・チンソン] 『현대성의 형성－서울에 딴스홀을 许하라』[現代性の形成－ソウルにダンスホールを許可せよ] (서울 : 현실문화연구, 1999년) は、植民地期の雑誌に現れたバイリンガル文化

-
- やマルティリンガル文化の所産を詳細に分析した成果である。
- 11 これらは、現今「ガム文化」や「喫煙文化」、さらには「サッカー文化」の確立を訴える韓国の街路のスローガンなどからも容易に看取することができる。
- 12 유선영 [윤·ソニョン]〈육체의 근대화 : 할리우드 모더니티의 각인〉 [肉体の近代化：ハリウッド・モダニティの刻印]『문화과학』24, 2000년, 241–242頁。
- 13 以下の議論は、松本武祝氏の論点整理に学ぶところが大きい。松本武祝「“朝鮮における「植民地的近代」”に関する近年の研究動向—論点の整理と再構成の試み」『アジア経済』43–9, 2002年, 32–33頁、を参照のこと。
- 14 「合成文化」の積極的評価については、清水昭俊「周辺民族と世界の構造」(同編『周辺民族の現在』世界思想社、1998年)、35–41頁を参照のこと。また、植民地博覧会におけるパビリオン建築の表現技法や配置などの探求を通じて、フランス植民地主義におけるハイブリッド文化の位置と機能を解明した論著として、パトリシア・モルトン(長谷川章訳)『パリ植民地博覧会—オリエンタリズムの欲望と表象』(ブリュッケ、2002年)、特にその第5章を参照せよ。
- 15 詳しくは、拙稿「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」『朝鮮文化研究』6, 1999年、を参照されたい。
- 16 このような動向について、詳しくは、Tani E. Barlow ed., *Formation of Colonial Modernity in East Asia*, Durham and London: Duke University Press, 1997、所収の諸論文を参照のこと。
- 17 慎鏞慶氏の所論を集約した著作として、신용하《일제 식민지 근대화론 비판》[日帝植民地近代化論批判](서울: 문학과지성사, 1998년)、参照。
- 18 安秉直氏の代表的な論稿として、안병직〈한국근현대사 연구의 새로운 패러다임〉[韓国近現代史研究の新たなパラダイム]『창작과비평』98, 1997년、および안병직 편《韓國經濟發展史－ 예비적 고찰》[韓国経済発展史－予備的考察](서울: 서울대학교출판부, 2001년)、参照。
- 19 Tani E. Barlow ed., *op. cit.*
- 20 Gi-Wook Shin and Michael Robinson, eds., *Colonial Modernity in Korea*, Cambridge (Massachusetts) and London: Harvard University Asia Center, 1999。併せて、석현호·유석춘 [ソク・ヒョンホ、ユ・ソクチュン] 공편《현대 한국사회 성격논쟁: 식민지, 계급, 인격윤리》[現代韓国社会性格論争－植民地、階級、人格倫理](서울: 도서출판 전통과현대, 2001년)も参照のこと。また、松本武祝前掲論文「“朝鮮における「植民地的近代」”に関する近年の研究動向」、も示唆的な論点の整理と提示を行っている。なお、Colonial Modernityに対する日本語の確定した訳語はまだなく、松

本氏は、「植民地的近代」という用語を用いている。

- 21 Gi-Wook Shin and Michael Robinson, "Introduction: Rethinking Colonial Korea", in *Ibid.* pp. 1-18.
- 22 詳しくは、前掲拙稿「書評：Colonial Modernity in Korea」を参照されたい。
- 23 도연희[都冕熙]〈식민주의가 누락된 ‘식민지 근대성’ - *Colonial Modernity in Korea* (Harvard Univ. Press, 1999)〉[植民主義が漏落した「植民地近代性」—*Colonial Modernity in Korea* (Harvard Univ. Press, 1999)]《역사문제연구》7, 2001년、による。
- 24 김진균·정근식[金晉均·鄭根植] 편저《근대주체와 식민지 규율권력》[近代主体と植民地規律権力](서울 : 문학과지성사, 1997년)。
- 25 김진균·정근식·강이수 [カン・イス] 〈보통학교체제와 학교규율〉[普通学校体制と学校規律]、同上書、101—109頁。
- 26 金翼漢「植民地期朝鮮における地方支配体制の構築過程と農村社会変動」(東京大学大学院人文社会系研究科提出博士論文、1996年)、および板垣竜太「農村振興運動における官僚制と村落—その文書主義に注目して」『朝鮮学報』175、2000年、による。
- 27 古川宣子〈日帝時代 普通學校體制의 形成〉[日帝時代普通学校体制の形成](서울大學校大學院教育學科提出 博士論文、1996년)、および 오성철[吳成哲] 《식민지 초등 교육의 형성》, [植民地初等教育の形成](서울 : 교육 과학사, 2000년)、参照。
- 28 社会事業の展開については、慎英弘『近代朝鮮社会事業史研究—京城における方面委員制度の歴史的展開』(緑蔭書房、1984年)、および 尹眞郁『植民地朝鮮における社会事業政策』(大阪経済法科大学出版部、1996年)が詳細に論じているが、「規律権力」という視角からの分析は見られない。
- 29 한귀영 [ハン・クイヨン] 〈‘근대적 사회사업’과 권력의 시선〉[「近代的社会事業」と権力の視線]、김진균·정근식前掲書、319—341頁。
- 30 Chulwoo Lee, "Modernity, Legality, and Power in Korea Under Japanese Rule", in Shin and Robinson, *op. cit.*, p.39.
- 31 例えば、李如星·金世鎔《數字朝鮮研究》(京城 : 世光社, 1931년)などの業績を挙げることができる。その他、『東亞日報』や『朝鮮日報』などの民族紙もしばしば、このような調査を行い、統計を作成している。
- 32 박태호 [パク・テホ] 〈근대적 주체의 역사이론을 위하여〉[近代的主体の歴史理論のために]、김진균·정근식前掲書、52頁。
- 33 「近代人としての教化」という視点については、杉原達『越境する民—近代大阪の朝鮮人史研究』新幹社、1998年、200—201頁、参照。
- 34 松本武祝前掲論文「“朝鮮における「植民地的近代」”に関する近年の研究

動向」、35頁。

- 35 松本武祝『植民地権力と朝鮮農民』(社会評論社、1998年)、12—13頁。
- 36 Gi-Wook Shin "Agrarianism: A Critique of Colonial Modernity in Korea", *Comparative Studies in Society and History*, vol. 41 no. 4, 1999、青野正明『朝鮮農村の民族宗教—植民地期の天道教・金剛大道を中心に』(社会評論社、2001年)、趙景達『朝鮮民衆運動の展開—士の論理と救済思想』(岩波書店、2002年)、など。
- 37 前掲拙稿「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」、119—122頁。
- 38 民衆を如何に捉えるかに関しては、定義すること自体の無益さを含めて様々な議論が展開されるが、ここでは、「生活者」としての側面を第一に掲げる安丸良夫氏の所説に従う。永年に亘り民衆史研究をリードしてきた氏の最新の業績としては、安丸良夫「戦後思想史のなかの「民衆」と「大衆」」(小森陽一ほか編『岩波講座 近代日本の文化史 第9巻 冷戦体制と資本の文化 1955年以後1』、岩波書店、2002年)、を挙げることができる。ここでも、安丸氏は、民衆の基本的定義として、彼ら／彼女らの「生活者」としての性格を強調している(同論文、98頁)。
- 39 なお、朝鮮と同様に日本の植民地であった台湾をめぐる「植民地近代性」の議論としては、管見の限り、呉密察「台灣の植民地型近代化への再認識」(比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争—歴史認識をめぐる対話』未来社、1996年)、夏鑄九(本田親史+轟田竜蔵訳)「植民地近代性の構築—日本植民地時代の台湾建築・都市史を書き直す」『現代思想』29—6、2001年、張隆志〈國家建構、社會轉型與殖民現代性:關於十九世紀臺灣歷史轉型期研究的再思考〉《第5回 日臺青年臺灣史研究者交流會議報告者論文集》、2001年、同〈後藤新平:生物學政治與臺灣殖民現代性的構築(1898~1906)〉《二十世紀臺灣歷史與人物學術討論會 報告者論文集》、2001年、などがある。このうち、夏鑄九氏の論稿は、台湾建築・都市史の立場から植民地期の台北とソウルの都市表象の比較を試みており、貴重な成果であると言える。その一方で、氏は、「植民地近代性」と(再帰的)主体性構築との相剋性を強調するなど、小稿の議論とは見解を異にする点も少なくないが、詳細な検討は今後の課題とせざるを得ない。
- 40 この問題に関しては、別稿「植民地期朝鮮における「公共性」の検討」を準備中である。詳しくは、それを参照願いたい。
- 41 植民地期朝鮮における「政治運動」をバーゲンという概念を用いて整理することに関しては、金東明氏の次の業績に学ぶところが大きい。金東明「支配と抵抗の間—1920年代朝鮮における日本帝国主義と朝鮮人の政治運動」(東京大学大学院総合文化研究科提出博士論文、1997年)。
- 42 このことと関連して、韓国の金容植氏は、植民地期初期にキリスト教会と

学校を中心に「輿論が形成される社会的生活の場」としての近代的公共領域が形作られ、3・1運動はまさに近代的公共領域に基盤を置いた政治・社会運動であったことを指摘する（김용직『한국 근·현대 정치론』[韓国近・現代政治論]서울：晋興、1999년、159—161頁）。この点、公共領域の本格的成立を1920年代の「文化政治」下のものと考える筆者とは見解が異なる。

- 43 詳しくは、延世大學校國學研究院 編《韓國近代移行期中人研究》(서울：신서원, 1999년)、所収の諸論稿、特に、洪性讚〔洪性讚〕〈한말-일제하 사회변동과 향리층〉[韓末・日帝下の社会変動と郷吏層]、および池秀傑〔池秀傑〕〈구한말-일제초기 유지집단의 형성과 향리〉[旧韓末・日帝初期有志集団の形成と郷吏]を参照せよ。ただし、近代への移行に関わる郷吏層の役割に関しては、洪性讚氏がその参与を積極的に評価するのに対して、池秀傑氏は慎重であるなど、見解には相違が見られる。
- 44 このうち、府・面協議会に進出した朝鮮人に関して、孫禎睦《韓國地方制度・自治史研究(上)》(서울：一志社, 1992년)、214—222頁、では、植民地政府の史料の記述「朝鮮ニ於テ普通一流ト称セラレル古老ニシテ德操高ク声望高キ長者ノ選出多カラサルモ概ネ時世ヲ解シ識見伎倆両ツナカラ勝シ其ノ思想穩健ニシテ現時ノ府面行政ニ理解ヲ有スル人物」〈引用に当って旧漢字を新漢字に改めた〉(朝鮮総督府内務局『改正地方制度実施概要』同局、1922年、20頁)などに基づき、彼らの「親日性」を強調している。しかし、史料前段の表現「古老ニシテ德操高ク声望高キ長者」などと比較するならば、この部分は、旧来の在地社会の支配層に代わる新興の「有志層」が、「地方行政」に参与し始めたことを、当局自らが認定した言説と理解するのが、妥当であろう。
- 45 総督や政務総監の意を受けて、非公式に朝鮮人「有力者」の意向の所在を探る役割を果たしていた、朝鮮在住の日本人の民間人として、阿部充家、副島道正らの名を挙げることができる。阿部充家に関しては、姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史研究—1920年代を中心として』(東京大学出版会、1979年)を、副島道正に関しては、趙聖九『朝鮮民族運動と副島道正』(研文出版、1998年)を、それぞれ参照せよ。
- 46 李光洙は、早くも1924年1月『東亞日報』に連載した論説「民族的経綸」において、「節介意識」が植民地体制内の朝鮮人の政治的結社の機会を奪っていると鋭く批判しているが、逆に李の論議は多くの読者の猛烈な反発を招き、広範な『東亞日報』不買運動が展開されるにいたった。
- 47 詳しくは、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年、214—219頁、および金東明前掲論文「支配と抵抗の間」、228—237頁。

-
- 48 Gi-Wook Shin, *Peasant Protest & Social Change in Colonial Korea*, Seattle and London: University of Washington Press, 1996、およびGi-Wook Shin and Do-Hyun Han, "Colonial Corporatism: The Rural Revitalization Campaign, 1932-1940", in Shin and Robinson eds., *op. cit.*、を参照せよ。
- 49 Shin and Han, *op.cit.*, p.94。
- 50 植民地統治機構への参加の具体相については、拙稿「植民地期朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31、1993年、を参照。
- 51 「創氏改名」は、このような傾向を助長することとなった。ただし、「内鮮一体」を掲げ朝鮮人の民族的独自性を極力消失させようと意図する朝鮮総督府と、「五族協和」「民族協和」の下朝鮮人をして帝国を構成する一つの民族として位置付けようとする「満州国」との間での発想の齟齬、二つのイデオロギーに挟撃された在満朝鮮人の問題は、別個に扱う必要がある。詳しくは、申奎燮「在満朝鮮人の「満州国」観および「日本帝国」像」『朝鮮史研究会論文集』38、2000年。
- 52 박섭 [朴燮] 『식민지의 경제 변동: 한국과 인도』 [植民地の経済変動—韓国とインド] (서울: 문학과지성사, 2001년)、22、28、31-32、38、41頁など。
- 53 同上書、24頁。
- 54 朝鮮における対日協力（者）の概要については、拙稿「「親日派」について」（清水透編『フェリス女学院大学社会人大学講座1 グローバル化の時代へ』国際書院、1999年）、を参照されたい。
- 55 李光洙〈나의 告白〉[私の告白]《李光洙全集 第7巻》(서울:三中堂, 1973년)、286頁。
- 56 拙稿「植民地期朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31、1993年、55-56頁。なお、趙寛子「「親日ナショナリズム」の形成と破綻—「李光洙・民族反逆者」という審級を超えて」『現代思想』29-16、2001年は、「親日派」に代えて「親日協力」という概念を使用しているが、「対日協力」との相違に関する言及はない。
- 57 Ronald Robinson, "Non-European Foundations of European Imperialism: Sketch for a Theory of Collaboration", in Louis Wm. Roger ed., *Imperialism: the Robinson and Gallagher controversy*, New York: New Viewpoints, 1976。また、ギャラハーエロビンソンの理論に対する解説としては、高橋進「帝国主義の政治理論」(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地1 植民地帝国日本』岩波書店、1992年)、박지향 [朴枝香] 『제국주의 -신화와 현실』 [帝国主義—神話と現実] (서울: 서울대학교출판부, 2000년)、第6章、を参照のこと。

-
- 58 朴枝香氏は、このように近代化を追求する協力者を、「躊躇する協力者」と呼ぶ（박지향前掲書《제국주의》、120、124頁）。
- 59 同上書、142頁。
- 60 前掲拙稿「植民地期朝鮮人の政治参加について」、40—47頁。
- 61 前掲拙稿「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」、118頁。
- 62 Poshek Fu, *Passivity, Resistance, and Collaboration: Intellectual Choices in Occupied Shanghai, 1937-1945*, Stanford (California) : Stanford University Press, 1993.
- 63 David P. Barrett and Larry N. Shyu eds., *Chinese Collaboration with Japan, 1932-1945: The Limits of Accommodation*, Stanford (California) : Stanford University Press, 2001。とくに、*Ibid.*, pp.81-84。
- 64 吳文星《日據時期臺灣社會領導階層之研究》（臺北：正中書局、1992年）、11-53、370—377頁など。吳文星氏は、この他に「中国大陆への亡命」（内渡）を挙げているが、これは朝鮮の場合と比較対照可能な点で極めて興味深い。なお、当該期の台湾エリートの動向については、吳乃徳・陳明通〈政権轉移和菁英流動：臺灣地方政治菁英的歴史形成〉（張炎憲 等 主編《臺灣史論文精選 下》臺北：玉山社、1996年）、も参照。
- 65 윤해동 [尹海東]〈식민지 인식의 ‘회색지대’ – 일제하 ‘공공성’과 규율 권력〉[植民地認識の‘灰色地帯’－日帝下の‘公共性’と規律権力]《당대비평》13, 2000년, 139, 146頁など。
- 66 Poshek Fu, *op. cit.*, p.162.
- 67 この点に関して、私はかつて「植民地における政治生活というものを考えてみると、それは、一方で基本的に異民族によって構成されている支配者が行う統治・統合の推進、および被支配民族の一部勢力の統治への参入があり、他方に被支配者による抵抗や民族解放のためのたたかいがあるという両極の間で、多種多様な姿を呈しつつ展開されていたのであった」（前掲拙稿「植民地期朝鮮人の政治参加について」、30頁）と総括したが、尹海東氏は、このような状況を「植民地認識の灰色地帯、すなわち抵抗と協力が交叉する地点に「政治的なもの」＝公共領域が位置していたのであった。我々はこれを「植民地公共性」と呼ぼうと考える。植民地公共性は植民権力によって支配されており、植民権力を転覆させることのできる能力を有してはいなかったが、植民権力と対峙する境界線を引くことはできだし、日常において提起される共同の問題を通じて政治の領域を拡大していた」（尹海東前掲論文、149頁）と、さらに明確に概念化している。
- 68 Werner Rings (translated by J. Maxwell Brownjohn), *Life with the Enemy: Collaboration and Resistance in Hitler's Europe* [原題は、Leben mit dem Feind], Garden City (New York): Doubleday & Company, 1982, pp.73-149。

-
- 69 *Ibid.*, pp.148-149.
- 70 Adrian Buzo, *The Making of Modern Korea*, London and New York: Routledge, 2002, pp.48-49。
- 71 Robert J. Myers, *Korea in the Cross Currents: A Century of Struggle and the Crisis of Reunification*, New York: Palgrave, 2001, p.36。
- 72 一連の経過については、森山茂徳『近代日韓関係史研究－朝鮮植民地化と国際関係』(東京大学出版会、1987年)、200－226頁。
- 73 例えば、米国のチュンム・チエ (Chungmoo Choi) 氏が「意識の植民地化」(colonization of consciousness) と名づける現象、すなわち、「支配的な権力がそれ自身の世界観、文化的規範や価値を植民地化された人々に賦課して、彼ら／彼女らがこの無縁の思考体系を自らのものとして採用し、それゆえ固有の文化や自己同一性を無視したり蔑視したりすることを強いる」(Chungmoo Choi, "The Discourse of Decolonization and Popular Memory : South Korea", Tani E. Barlow ed., *op. cit.*, p. 350) 事態などは、ナチス・ドイツ占領下のヨーロッパでは、さほど問題とならなかったようと思われる。詳しくは、前掲拙稿「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」、122頁。
- 74 駒込武氏は、日本のナショナリズム観念を、帝国主義的膨張に適合的であるか否かを基準に、適合的な「言語ナショナリズム」と非適合的な「血族ナショナリズム」とに区分し、後者が植民地支配の根幹をなしつつ、異民族排除の機能を果たしていたことを指摘している(駒込武前掲書『植民地帝国日本の文化統合』、60－61頁、357－358頁など)。
- 75 植民地統治末期の朝鮮における「皇民化」の心理的・精神的蹂躪と背反に関しては、宮田節子前掲書『朝鮮民衆と「皇民化」政策』、とくにその第4章、を参照せよ。